

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成18年  
11月21日  
(火曜日)

## 目次

告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....二
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課).....二
- 土地改良事業計画変更の同意(農村整備課).....三
- 公告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課).....三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....四
- 土地改良事業施行認可申請に係る決定(農村整備課).....四
- 地域森林計画の案の縦覧(森林企画課).....四
- 地域森林計画の変更の案の縦覧(三件)(森林企画課).....五
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....五

### 山口県告示第六百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年十一月二十一日

山口県知事 二井 関 成



名 医	療 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
周南市熊北診療所		周南市大字八代八一九	平成一八、八、三一
ほかお歯科クリニック		宇部市大字西岐波三六二三の二	平成一五、三、〃
コスモ歯科クリニック		山陽小野田市大字厚狭四七八の一	平成一八、九、一九
大正堂薬局		萩市大字浜崎町二七七	平成一七、一、一三
桜田薬局		周南市大字戸田二七九七	平成一八、八、三一

### 山口県告示第六百二十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十一月二十一日

山口県知事 二井 関 成

名 医	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
坂本耳鼻咽喉科医院		山口市道場門前二丁目四番一三三	平成一八、一、一
周南市熊北診療所		周南市大字八代八一九	〃
ほかお歯科クリニック		宇部市大字西岐波三六二三の二	平成一五、四、〃
コスモ歯科クリニック		山陽小野田市大字厚狭四七八の一	平成一八、一〇、〃
そごう薬局宇部新川店		宇部市上町一丁目四番一八号	一、一、〃
ひばり薬局		〃 東琴芝一丁目四番一七一	一〇、〃、〃
大正堂薬局		萩市大字浜崎町二七七	平成一七、一、二八
いちのみや薬局植松店		防府市大字植松五五九の一	平成一八、一〇、〃
桜田薬局		周南市大字戸田二七九七	〃 九、〃、〃
あおぞら薬局		熊毛郡平生町大字平生村五五三の一	〃 八、〃、〃
ファミリー薬局秋芳店		美祢郡秋芳町大字秋吉五四四の一	〃 一〇、〃、〃

### 山口県告示第六百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨

の届出があった。

平成十八年十一月二十一日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事 業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
株式会社ハツ タ商事	下関市彦島本 村町四丁目九 番一号	宇部市西平原 二丁目四番八 号	通所介 護	平成一八、 三、 三
株式会社ハツ タ商事	下関市彦島本 村町四丁目九 番一号	宇部市西平原 二丁目四番八 号	通所介 護	平成一八、 三、 三

氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介 護 予 防 事 業 所 名 称 所 在 地	事業の 種類	廃止年月日
株式会社ハツ タ商事	下関市彦島本 村町四丁目九 番一号	まどか苑平原 デイサービス センター 宇部市西平原 二丁目四番八 号	介 護 予 防 通 所	平成一八、 三、 三

山口県告示第六百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、  
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十一月二十一日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事 業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
社会福祉法人 最勝会	柳井市日積三 二二三	柳井市日積三 二二三	訪問介 護	平成一八、 〇、 一
医療法人恵裕 会	宇部市大字西 岐波三六二三 の二	宇部市大字西 岐波三六二三 の二	居宅療 養管理 指導	平成一七、 九、 一
まどか福祉 サービス株式 会社	西平原 二丁目四番八 号	西平原 二丁目四番八 号	通所介 護	平成一八、 〇、 一

医療法人岸田 医院会	下松市青柳一 丁目二番一号	岸田デイサー ビスセンター	二	下松市大字末 武下三七〇の 〇	〃	平成一七、 三、 〃
株式会社コウ ケンプロダク ツ	光市大字浅江 一三三八の一	通所介護ア ククラブ	〃	光市大字浅江 一三三九の一	〃	平成一八、 九、 〃
株式会社オ フィスエムズ	山陽小野田市 大字小野田一 一三五の四六	デイサービス センターみな み風音番館	〃	山陽小野田市 大字小野田一 一三五の四六	〃	〇、 〃

山口県告示第六百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、  
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十一月二十一日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護支 援事業所 名 称 所 在 地	事業の 種類	指定年月日
有限会社誠心会	下松市大字河内 一八九七	指定居宅介護支 援事業所友・遊 一八九七	〃	平成一八、 一、 一
有限会社ミネル パ	宇部市東小羽山 町一丁目六番一 二号	スマイル薬局 山陽小野田市大 字西高泊五九〇 の五	〃	〇、 〃

山口県告示第六百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、  
介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十一月二十一日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介 護 予 防 事 業 所 名 称 所 在 地	事業の 種類	指定年月日
株式会社周南 調剤	下松市瑞穂町 二丁目二〇番 一〇号	指定訪問介護 事業所元気	〃	下松市大字河 内二七六一の 〇



代表者の氏名 矢野 一磨  
 主たる事務所の所在地 下関市長府才川二丁目二番二二号  
 三 定款に記載された目的

自閉症者、発達障害児、発達障害者、その家族及び関係者並びに地域社会に対して、自閉症者及び発達障害児に対する適切な療育、正しい自閉症の知識の啓発並びに生き生きとした地域生活の場の提供に関する事業を行い、自閉症者、発達障害児及び発達障害者によりよい成長及び幸福な人生の創造に寄与すること。

(五八四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年一月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十一月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年十月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 やすらぎの家

代表者の氏名 有田 和子

主たる事務所の所在地 宇部市大字東須恵四〇九八番地一

三 定款に記載された目的

重度心身障害者に対して、自立支援活動の促進に関する事業を行い、ノーマライゼーションの理念に基づいた地域共生の社会を目指して地域福祉の増進に寄与すること。

(五八五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画

書及び収支予算書は、平成十八年十二月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十一月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年十月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人浜木綿

代表者の氏名 舛岡聡一郎

主たる事務所の所在地 光市大字室積村一五二九番地一

(五八六) 新規土地改良事業の施行の認可の申請に係る決定

次の新規土地改良事業の施行の認可の申請は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年十一月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

土地改良区の名称

施行地区

事業の種類

周東中曽根土地改良区

下中曽根地区

かんがい排水

二 縦覧の期間

平成十八年十一月二十二日から同年十二月十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(五八七) 地域森林計画の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、岩徳森林計画区に係る民有林について、平成十九年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの

期間における地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十八年十一月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県吉田農林事務所、山口県田布施農林事務所及び山口県周南農林事務所

二 縦覧の期間

平成十八年十一月二十一日から同年十二月二十一日まで

(五八八) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、山口森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十八年十一月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林事務所及び山口県美祢農林事務所

二 縦覧の期間

平成十八年十一月二十一日から同年十二月二十一日まで

(五八九) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、豊田森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十八年十一月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県下関農林事務所及び山口県長門農林事務所

平成十八年十一月二十一日から同年十二月二十一日まで

(五九〇) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、萩森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十八年十一月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林事務所及び山口県萩農林事務所

二 縦覧の期間

平成十八年十一月二十一日から同年十二月二十一日まで

(五九一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年十一月二十一日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

柳井市古開作字広瀬中島

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区上野七丁目一四番四号

大和情報サービス株式会社

平成十八年十一月二十一日  
印刷發行

發行人所

山口県知事  
山口市

定價一箇月 金二千七百円（送料共）